

事務連絡  
令和2年3月20日

各検疫所 御中

健康局結核感染症課

医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全企画課  
検疫所業務管理室

新型コロナウイルス感染症発生国からの検疫対応について

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症発生国からの検疫対応について」(令和2年3月7日付け事務連絡、以下「3月7日付け事務連絡」という。)により、検疫対応をお願いしているところです。

引き続き、3月7日付け事務連絡による対応に加え、今般、新型コロナウイルス感染症の感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の抜本的強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、当面の間、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（検疫の強化）」(令和2年3月19日閣議了解)のとおり対応することとなりましたので、令和2年3月21日午前0時（日本時間）より下記のとおり対応をお願いいたします。

記

1. 中華人民共和国、大韓民国、ヨーロッパ諸国\*、イラン及びエジプトから来航する航空機又は船舶に搭乗又は乗船していた者については、検疫法第34条の規定に基づく政令(令和2年政令第28号)において準用する同法第14条第1項第1号に規定する隔離又は同項第2号に規定する停留を必要なものに行うこと。

\* シェンゲン協定加盟国（アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク）、アイルランド、アンドラ、英國、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ、ルーマニアの全域

2. 中華人民共和国、大韓民国、ヨーロッパ諸国、イラン及びエジプトから来航する航空機又は船舶に搭乗又は乗船していた者については、検疫所長が指定する場所において 14

日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請すること。

3. 2. の要請は、健康カードにより行い、以下の確認等を行うこと。

ア) 健康カードの滞在先について記載があり、質問票の滞在先と相違ないことを確認し、右下のチェック欄に署名を行うこと。

イ) 質問票の表面右下にある滞在先について、自宅、その他（宿泊施設等）であるかのチェックを確認し、検疫所長が指定する場所<sup>\*1</sup>において 14 日間待機し、公共交通機関<sup>\*2</sup>を使用しないこと及び公共交通機関を使用しないことを要請すること。

また、宿泊先が決まっていない者については、宿泊施設を確保するよううながすこと。

※1 公共交通機関を使用しないことを前提として、国内に居所がある者は待機場所を自宅にすることができる。また、ホテルを予約している者も同様の扱いとすることができる。

※2 公共交通機関とは、不特定多数が利用する電車、バス、タクシー等

4. 中華人民共和国、大韓民国、ヨーロッパ諸国、イラン及びエジプトを 14 日間以内に出発して、第三国を経由して到着する者については、ポスターによる呼びかけ等により、自己申告を促し、3 月 7 日付け事務連絡による対応に加え、中華人民共和国、大韓民国、ヨーロッパ諸国、イラン及びエジプトを 14 日間以内に出発して到着した者については、質問票を徴収し、2. 3. と同様に対応すること。

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（検疫の強化）（3月19日閣議了解）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610602.pdf>

水際対策の抜本的強化に関するQ&A（令和2年3月19日時点版）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19\\_qa\\_kanren\\_kigyou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanren_kigyou_00001.html)

検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて（別紙）

以上

## 検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて

今回の検疫強化の変更による、発生国ごとの検疫対応は以下のとおりです。

### ●中国、韓国、ヨーロッパ諸国、イラン及びエジプト

	PCR 検査	隔離・停留、待機・公共交通機関の利用
流行地域	有症者 濃厚接触者※ → 実施  ※状況に応じて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離・停留(入院)【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定する場所で 14 日間待機 公共交通機関の利用不可(要請)</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が 14 日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>
	無症者 → 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査判明まで自宅待機可(公共交通機関を利用しないよう強く説明)</li> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離・停留(入院)【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定する場所で 14 日間待機 公共交通機関の利用不可(要請)</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が 14 日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>
流行地域以外	有症者 濃厚接触者※ → 実施  ※状況に応じて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離・停留(入院)【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定する場所で 14 日間待機 公共交通機関の利用不可(要請)</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が 14 日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>
	無症者 → 実施せず	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 検疫所長の指定する場所で 14 日間待機</li> <li>✓ 公共交通機関の利用不可(要請)</li> </ul>

### ●上記以外の国

	PCR 検査	隔離・停留、待機・公共交通機関の利用
	有症者※ 濃厚接触者※ → 実施  ※状況に応じて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離・停留(入院)【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → なし</li> </ul> </li> </ul>
	無症者 → 実施せず	なし

事務連絡  
令和2年3月18日  
(最終改訂 令和2年3月20日)

各検疫所 御中

検疫所業務管理室

新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての質問票の取り扱いについて  
(流行地域の追加)

新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市や日本国内における感染者の発生を受けて、質問票の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての質問票の取り扱いについて（一部追記）」（令和2年3月12日付け事務連絡）により、検疫対応をお願いしているところです。

今般、以下の地域（下線の地域）における患者の感染拡大状況を踏まえ、当該地域についても過去14日間の滞在歴を確認することとし、（以下、「流行地域」という。）滞在歴がある者について、健康状態のフォローアップを実施することとなりますので、対象者の質問票について検疫所業務管理室に送付いただくとともに、「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」（令和2年2月18日付け事務連絡）に基づき対応いただきますようお願いします。

なお、過去14日間以内に流行地域に滞在歴があり、症状を有する者を発見した場合においては、速やかに検疫所業務管理室へ連絡願います。

【流行地域】

中華人民共和国	湖北省及び浙江省
大韓民国	大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡
イラン・イスラム共和国	ギーラーン州、コム州、テヘラン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキヤズィ州及びロレスタン州
イタリア共和国	ロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、マルケ州、ピエモンテ州、 <u>ヴァッレ・ダオスタ州</u> 、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州及びリグーリア州

イスラエル	ティチーノ州及びバーゼル＝シュタット準州
スペイン王国	ナバラ州、バスク州、マドリード州及びラ・リオハ州
アイスランド共和国	全ての地域
サンマリノ共和国	全ての地域

また、各検疫所におかれましては、令和2年3月19日午前0時（日本時間）以降に外国を出発し、本邦に来航する便を対象に、下記事項に留意し、適正かつ確実に実施いただきますようお願いします。

## 記

1. 質問票は両面赤黒コピーA4サイズにて印刷すること。
2. 検疫所は、流行地域からの直行便について、印刷した質問票を機内（船内）に事前に搭載するよう依頼し、機内（船内）において、乗客の降機（下船）前に記入するよう合わせて依頼すること。また、流行地域からの直行便が存在しない場合、ポスター等を用いて入国者に対して、注意喚起を行い、自己申告を促すこととする。なお、流行地域に滞在歴のある者からの自己申告があり、過去14日以内に滞在していたか確認された場合は、質問票を記入させること。
3. 2. の搭載対応が難しい場合、検疫官が直接、質問票を配布、記入させ、徴集すること。なお質問票を搭載できるまでの間は、検疫ブースにおいて流行地域への滞在について指さしボード等による確認を実施すること。
4. 2. 又は3. で記入された質問票については、検疫ブースもしくは機内（船内）において検疫官が内容を確認のうえ、流行地域の滞在歴の有無を確認すること。その結果、過去14日以内に流行地域に滞在歴がある者においては「赤い紙」を配布すること。過去14日以内に流行地域に滞在歴がない者においては「青い紙」を配布すること。
5. 「赤い紙」を配布した者については、検査を実施するとともに、必要な措置を講ずること。なお、検査結果が判明するまでは検疫所長が指定した場所に留まるよう要請すること。
6. 「赤い紙」を配布した者については、健康フォローアップについて「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」（令和2年2月18日付け事務連絡）に基づき対応するとともに、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」（令和2年3月19日付閣議了解）と同様に検疫所長が指定する場所において14日間待機し、公共交通機関を使用しないことを要請すること。

以上